

改正

平成一〇年四月一日規則第六八号

平成一二年五月二三日規則第二〇八号

令和 六年 一月一二日規則第二号

岐阜県補助金等交付規則をここに公布する。

岐阜県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 その他相当の反対給付を受けない給付金で知事の定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。

5 この規則において「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者等及び間接補助事業者等の責務)

第三条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めな

ければならない。

(補助金等の交付の申請)

第四条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の決定をしない場合)

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、知事は、補助金等の交付の申請をした者又は間接補助事業等を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りでない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体

四 前三号に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、補助金等を交付することによつて暴力団を利することとなる者

(補助金等の交付の条件)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

五 前条各号のいずれかに該当する者に対して間接補助金等を交付しないこと。

六 その他知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第九条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことのできる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第七条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件

その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第十一条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十二条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を知事の指定する期日までに執らないときは、第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(実績報告)

第十三条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十五条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十三条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。
(補助金等の交付)

第十六条 知事は、原則として、第十四条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。
(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は第五条の二各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したとき、又は第五条の二各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。
(補助金等の返還)

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年

十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第一項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で知事の定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、知事の定める期間保存しなければならない。

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付等に係る現地機関の長への事務委任についても、同様とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行し、昭和五十七年度分の予算に係る補助金等から適用する。
- 2 この規則の施行の日前になされた昭和五十七年度分の補助金等に係る交付申請その他の行為でこの規則に相当の規定があるものは、当該相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成十年四月一日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年五月二十三日規則第二百八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月十二日規則第二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。